

## 第 2 回北広島市市民協働推進会議 会議概要

日 時	平成 21 年 1 月 28 日（水）午前 9：30～12：30	
場 所	市役所本庁舎 2 階会議室	
出席者	委員 (5 名)	朝賀委員、奥委員、鎌崎委員、佐藤委員、中林委員
	事 務 局	三熊市民部長、菅原市民協働推進課長 市民協働推進課櫻井主査、佐々木主査
	傍 聴 者	なし
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 第 1 回会議概要の確認</li> <li>◇ 「市と公益活動団体の協働事例」</li> <li>◇ 外部評価委員会の新規補助金評価結果</li> </ul> </li> <li>3 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 協働事業制度の創設について</li> </ul> </li> <li>4 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 公益活動団体意識調査結果（次期総合計画策定に向けたアンケート）</li> <li>◇ 次回の開催日程</li> </ul> </li> <li>5 閉 会</li> </ol>	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料 1 第 1 回会議概要</li> <li>・ 資料 2 市と公益活動団体の協働事業調</li> <li>・ 資料 3 外部評価委員会設置要綱</li> <li>・ 資料 4 外部評価委員会補助金評価表</li> <li>・ 資料 5 協働事業制度に関する資料</li> <li>・ 資料 6 行財政構造改革大綱（抜粋）</li> <li>・ 資料 7 公益活動団体意識調査結果</li> </ul>	

## 1. 開 会

会 長：今日は第2回の市民協働推進会議です。よろしくお願いいたします。

お手元の会議次第の協議事項にある「協働事業制度の創設」が本日のメインとなる議題であります。

## 2. 報告事項

### ◇第1回会議概要の確認について

会 長：前回の会議録について確認していただき、何かお気づきの点がありましたらご指摘願います。

各委員：特にありません。

### ◇市と公益活動団体の協働事例について

《事務局から市と公益活動団体の協働94事業(平成20年度全446事務事業評価より抽出)について、協働事業割合、協働対象別の協働形態・活動分野についての概要を報告》

D委員：協働形態の区分に補助金、交付金、委託、助成金も入っていますが、何故こういうものも協働というふう考えたのか教えてください。

事務局：協働形態というものをルール化して明記されているものはないのですが、ここでは、市が単独で実施している事業以外で公益活動団体とかかわりをもって進めている事業を協働事業としてカウントしました。補助金や交付金などは、財政的な支援としての協働と捉えています。また、事業連携という形態の中には、共催、後援、又は事業の企画段階から連携しているものなどを括って事業連携としてカウントしました。もっと細かい区分があるのかもしれませんが、クロス集計などを考慮してデータ集約上このような形態区分したことをご了承願います。

D委員：指定管理者制度の活用事業はカウントしていないのですか。

事務局：委託の区分にカウントしています。個別の事業を掲載した図表3の中の事業名に指定管理者制度活用と付しています。

D委員：協働の範囲をそこまで広げて捉えるのであれば、これから議論する協働事業制度の補助金や提案制度の中には、委託に係る提案も含むということですか。

事務局：はい、対象にしています。補助金制度の方は補助金ですから財政的支援でしかありませんが、提案制度の方は、団体が協働事業を委託という方式でやりたいという提案をすることもあって、機材などの提供だけで良いという提案もあると思います。様々な形態を想定しています。

C委員：私たちがこれから審査・評価していくときに指定管理者制度についてもやっていくということですか。

事務局：指定管理者制度については、別に評価している機関があります。市の中に色々な附属機関があってそれぞれ審査・評価を行っています。そういった中でこの協働推進会議はどういう立場なのかということだと思いますが、こちらの会議では、あくまでも制度や事業を協働という切り口で評価していただくということです。前回会議で提示した協働指針にのっとって協働の実効性について評価していただきたいということです。

会 長：ここにでてきた 94 事例というものは、協働の範疇に入る事業であります。この中には指定管理者制度を活用した事業もカウントされていますが、それは協働推進会議の評価の対象外ということです。

事務局：基本的には、これから出てくる協働事業制度とそれに伴う事業ということになります。1 件毎の事務事業の評価については、後ほど説明する外部評価委員会が事業の政策評価として行います。ですから事業の政策評価という切り口ではなく、協働という一方向から見ていただきたいということです。もう 1 つの役割は、ガイドラインとして作成した協働指針について、時代の流れとともに変更の必要性が出てくる可能性もありますので、協働の実効性評価という観点から指針の見直しも担っていただきます。

会 長：協働事業は既に本市に相当数あるということですが、これはいつ時点のデータですか。

事務局：平成 20 年度事務事業評価調書をもとにしています。

会 長：それでは、3 番目の報告事項「外部評価委員会の補助金評価について」をお願いします。

#### ◇外部評価委員会の新規補助金評価について

《事務局から外部評価委員会の所掌事務、メンバー構成等について説明後に、今回の公益活動事業補助金制度に係る外部評価委員会評価結果について報告》

会 長：この評価に関する実施要領や定型的な様式等はあるのですか。

事務局：補助金等評価実施要領を作成し、評価基準や様式を定めています。

会 長：この協働推進会議においても評価・審査する際にそのような基準や様式を工夫して作成しても良いのですか。

事務局：勿論、これから出てくる補助金や提案制度に係る審査作業を何も無い中でやっていくわけにはいきませんので、皆さんに話し合っていていただいて要領等を作成して評価表により作業を行っていただきます。

C 委員：そうすると今後は、1 つの制度を 2 つの機関が評価していくということですか。

事務局：この制度について市が補助金で行うということについての適否を、外部評価委員会が評価し、協働推進会議はこの制度を協働という切り口で評価して欲しいということです。

会 長：前回の会議において D 委員から教育委員会関連事業についての質問があった際に、別途評価するというような説明がありましたが、それを外部評価委員会がやるということですか。

事務局：外部評価委員会の役割は、市全体の事務事業評価の 1 つとして教育委員会関連事業も行うということです。加えて市の既存と新規を合わせた補助金全体のあり方について適なのか否なのかという評価も担います。協働推進会議は、今回新規で創設する補助金制度と協働事業提案制度の設計の中味について、協働の実効性という観点で評価し答申していただきます。制度が確定したら、今度は制度にのっかって実施する事業の適否について審査もしていただくということです。

会 長：皆さんご理解いただけましたか。

各委員：了解しました。

会 長：制度の原案を良とするか或いはもっと良い考え方があってはならないかについて、この会議で検討しようということです。本日の協議事項の位置付けが分かりましたので本題に入ってよろしいですか。

各委員：はい。

会 長：それでは協議事項の「協働事業制度の創設について」事務局から説明をお願いします。

### 3. 協議事項

#### ◇協働事業制度の創設について

事務局：本題に入る前に、市がなぜ公益活動団体と協働を推進することになったかについて、皆さんに共通認識を持っていただくために、これまでの経過を説明します。

《行財政構造改革大綱の基本方針及び改革項目、協働指針の概要について説明》

《公益活動事業補助金制度に係る設計概要等について説明》

D委員：補助金を「初動支援コース」と「自主事業支援コース」に区分にした意味は何かあるのですか。

事務局：「初動支援コース」については、これから活動に取り組もうとしている団体を想定しています。したがって、想いを形にするきっかけづくりとして財政的な背中押しがあれば活動に踏み出せることを考えて設定しました。金額もそれほど大きくしないで小さいものからできるように10万円としました。

「自主事業支援コース」は、何らかの形で既に活動を始めている団体が、公益的な地域の課題がどんどん大きくなってきて、あんな事こんな事をやってみたくてなってきた時に、ある程度の組織体はあるのだけれども事業を実施するための資金力が脆弱であり、財政的支援があればもっと大きな事業が可能ということ想定しています。したがって補助金額を50万円にしています。

D委員：何故分けなければいけないのかが分からないという単純な疑問なのですが。

例えば「初動支援コース」は設立後5年以内までとしておりますが、4年も経過していれば立派なものだと思います。それでも初動の対象となるということですか。

事務局：経験者と未経験者の区別を先にした方が入り易いし、申請する側もし易いという考え方に立っています。

D委員：未経験者の方は、書類や手続きは簡便な方法ならわかるのですが、多分同じだと思います。

事務局：設立はしているのだけれど具体的な活動をしていないという団体も実在しております。そうすると、先ほどからでているようにいざ本格的に何かやろうとしている時のきっかけづくりとして、入口を分けておかないと、例えば、経験豊富なNPO法人がどんどん事業を申請してきた時に、実態はあるのに経験がない団体が一緒にプレゼンテーションをしたならば、実績をもとにしたプレゼンテーションをした方にどうしても流されます。そのような事態を避けるために先ず実績のない団体はそのような視点で審査をする。実績のある団体は、それなりの審査をしてそれぞれに事業をやっていただくというのが基本だと思います。地域課題の解決という最終的な目的は同じですから、1つのテーブルでもよいのかもしれませんが、それをしてしまうと今言ったような弊害があります。赤ちゃんが大人と一緒に1つの土俵で相撲を取ることは難しいという観点からでてきた考え方と理解していただきたいです。

D委員：了解しました。

A委員：D委員の疑問はとても大事な事だと私は捉えています。はじめての団体が申請して採択された事業を実施した後に、またもう一度申請することも可能ということですか。

事務局：「自主事業支援コース」は、まったく異なる事業であれば何回でも可能です。ただし、1つの事業で2回が限度です。

A委員：それをどこかに表記していますか。

事務局：交付事務要領第2条第3項に記載しています。

B委員：この要領ですと、「初動支援コース」は5年以内に2回申請可能と読み取れますが、少し甘いように思います。むしろそれをするのであれば、「自主事業支援コース」を2段階位に分けてもう少し充実させた方が良いと思います。その方が後押しの効果があるように思えます。

A委員：「初動支援コース」に申請は2回までとありますが、採択も2回ということですか。

事務局：はい。

C委員：審査の段階でプレゼンテーションがありますが、この場合は両方のコースを一緒に行うのですか。

事務局：例えば、午前中は「初動支援コース」午後からは「自主事業支援コース」というように分けて行います。当然そうするべきだと思います。

D委員：「初動支援コース」の5年以内というのは、他の先行市町村でも慣例となっているのですか。3年以内とすると異例ですか。

事務局：5年という明確な根拠が存在するわけではないのですが、広く対象にするという考え方です。設立はしているけれどずっと休眠状態だという団体も考慮して5年としましたが、5年でなければいけないということではありません。

C委員：基本的には、広く多く救えるような制度が良いと思います。

事務局：参考まで他市の状況としては、千葉県柏市が5年、大阪府豊中市が3年、千歳市では具体的な期限を定めていません。

会 長：最近の社会動向としては、団塊の世代の地域活動への参加により NPO 法人などの公益活動団体がどんどん発生してくるだろうと想定されていましたが、案外そうでもないという状態になっています。このことから、このような促進政策は少し弾力的に考えて、期間を5年間まで長くすることも社会動向に合わせたあり方ではないでしょうか。そのような弾力性がこの要綱から読み取れます。

C委員：広く救済できるような制度が良いと思います。

会 長：補助金の種類も10万円と50万円に分けて考えていることですし、これを30万円に一本化するということにもなりませんでしょう。

D委員：設立後5年以内というのは納得できましたが、B委員から提起のあった「初動支援コース」の5年間の間に2回という部分についてはどうなのでしょう。

B委員：私の活動経験から、事業を始めると通常は継続していきますので、2回に限定するよりは、「初動支援コース」を1回にして「自主事業支援コース」を3回程度にした方が良いのではないかとことです。その方が実情にあっているのではないのでしょうか。ある事例では、同一設立者がたくさん会を持っているのですが、ほとんどが休眠状態になっているにも拘らず、時々その会を出してきて申請する団体もまま見受けられます。そのような団体のことを考えると「初動支援コース」は1回の方が、審査する側も見やすいような気がします。

その他に協働事業提案制度にも関係する意見ですが、協働のコーディネーターみたいに、活動を外から助言できるような人または組織があれば、休眠状態にならないで済む団体があるのではないかと思います。このような支援体制をこの制度の中に盛り込めませんか。

D委員：協働コーディネーターの件は、私も提案したいのですが。

会 長：その件は、提案制度の議論でやりましょう。補助金制度の関連で他にありませんか。

D委員：補助対象事業を交付要綱第4条第1項第2号において「市内全域を対象に行われている

事業で特定の地域のみを対象としないこと。」としています。そうすると例えば、大曲地区の〇〇事業、西の里地区の〇〇事業となると市内全域ではないので申請できないということになりませんか。この表現を入れた理由を教えてください。

事務局：補助金交付の原則としては、その補助金を入れることの効果が特定の人が享受できる公共サービスではなく、市民全般が享受できるということが前提にあります。そのことを表現されるために、「市内全域を・・・」としています。実際の解釈論は、例えば西の里地区で〇〇事業として実施されたとしても、その実施したことによる効果が市民全般に及ぶものであれば良いということです。

加えてなぜこの様な表現を引用したかと言いますと、既存の補助金の中に「地域まちづくり推進事業助成金」というものがあります。市内を5地区に分けて、1地区100万円を交付して地域のまちづくりに役立てていただくというものです。これが地域限定バージョンの支援制度です。この補助金と今回の補助金を一本化するという議論もしましたが、「地域まちづくり推進事業助成金」は、制度開始後まだ3年しか経過しておりません。したがって地域限定支援バージョンは残しておいて、今回の公益活動事業補助金については、全市を対象にしようということになりました。後々は一本化していく方向で検討する予定です。教育委員会関連の類似補助金も同様に、近い将来一本化に向け検討する予定です。

D委員：そうすると団体が、申請の際に形式上の作文をするだけのルールになりませんか。同要綱同条第3号の「会員相互の共益又は親睦のみの活動でないこと。」で広く解釈できませんか。同様の意味合いをカバーできますので、この第2号の表現は削除して良いと思います。というか何か引っかかりを覚えます。地区が5つに分かれて交通の便も良くない中において、あえてこの表現を入れることは如何なものでしょう。

気になる点がもう1つあります。第5条の補助対象経費について、なぜこの5項目を対象外としたのか教えていただきたい。

事務局：この補助金の性格は、運営費補助ではなく事業費補助だからです。そのため人件費、交際費、食糧費、事務所借上料という通常団体を運営していくための経費は対象外と表現しました。

D委員：団体の活動基盤が脆弱であっても、市としてはそのままにしておき、何か事業をやろうとするのであれば半分は面倒見てやろうということですか。それは、この補助金制度の趣旨からしておかしくありませんか。他の補助金にも共通しているような気がしますが、何故、運営費は補助の対象としないのか教えてください。

A委員：その点は、私も疑問に感じます。

事務局：運営費というのは、団体そのものが会を運営していくために賄うべき経費であろうということです。市では先ほど説明した行財政構造改革大綱において、補助金・交付金の見直しを掲げています。その中で運営費補助から事業費補助への切り替えを打ち出しています。それは何故かと言いますと、団体が運営費として補助金を受けると、会がある限りずっと頼ってしまうのです。市の補助金は自分たちの運営費で全部使ってしまうと、これといった事業が無いということが実態としてあるからです。ですから、基本的に団体に携わる人の人件費、交際費、食糧費などの部分については、団体の方々が負担すべきであろうという考え方です。

D委員：公益活動団体にも色々な内容の団体があると思います。通常の運営費はあまりかけないで、何か企画して事業を何本か打つみたいない団体もあります。また、特別な事業は実施せず、ボランティア的な活動を常日頃地道にやっている団体もあります。その様な団体

の運営の部分は見ないで事業だけに着目するという考え方が、本当に良いのかどうかということをお願いしたいのです。

事務局：協働指針の概念からすると、自主・自立対等な関係ですから、団体は行政の下請けではないという考え方があります。団体は公益的な目的をもって会を設立するわけですから、会の運営的な部分については自分たちで自主・自立というものを確立した中で、そのきっかけとしての事業をするのが良いのではないかということが根底にあります。先ほども説明したように運営費補助を受けるとどうしても、それに頼った活動をしてしまうのが実態なものですから。

会 長：人件費などはその団体の固定費なのです。これを補助の対象から除くのは常識です。そのように理解したら如何でしょう。

事務局：この補助金の目的は、交付要綱の第1条で「・・・公益活動の活性化を図り、自立的な発展を促すことを目的とする。」と明確に表現しております。

会 長：先程の市内全域を対象にするということは、例えば町内会の事業はダメだということですか。

事務局：町内会という特定の地域内の人だけを対象にしていますので。

会 長：十分正当性ある根拠だと思います。

D委員：形だけでもオープン参加という名目にするということですか。

会 長：現在、市内にあるNPO法人で特定の地域コミュニティを対象にした事業範囲を設定している団体がありますか。

事務局：ありません。NPO法では広く公共的な活動を使命にしないと法人認証されません。

D委員：この議論はNPO法人という前提ですか。

事務局：協働指針にもとづいた狭義のNPO法人を含む広義のNPOすなわち公益活動団体が前提です。

D委員：趣味のサークルの大半は、地域限定で団体名称もそうなっているし、会則の第1条で〇〇地区で〇〇をする等と謳っているところが沢山あります。このような団体はアウトということですか。

事務局：事業に着目しますので、その事業を市民全般が享受できる公益的サービスであればセーフです。たとえそのような名前が付いていたとしても、全市に呼びかけて反映するのであればということです。例えば、公民館講座は、大曲で開催しても西の里で開催しても、広報等で一般市民にすべて呼びかけるわけですから、内容によっては地域外の方も参加するということが結構あります。結果として近隣の住民しか参加しないものもありますが。

会 長：補助金制度に関しては、ほぼ議論が出尽くしましたので結論を出したいと思います。先ず、「補助対象経費」の部分は如何でしょう。

D委員：運営費補助ではないということが理解できたので、この表現で良いと思います。

A委員：理解はできたのですが、もう少し分かり易くはっきりと経常的な運営経費は除くと表現しては如何でしょう。そうしないとその都度戸惑うような気がします。

D委員：「通常運営経費以外」としてはどうでしょうか。

各委員：賛成です。

会 長：文言表現は、事務局の方で調整してみてください。

事務局：それでは第5条の本文中の表現を「・・・次に掲げる経費以外の経費とする。」から「・・・次に掲げる通常運営経費以外の経費とする。」に変更は如何でしょう。

各委員：すっきりします。

会 長：交付事務要領第 2 条第 3 項の「初動支援コース」1 団体 2 回、「自主事業支援コース」同一事業 2 回という申請回数については如何でしょう。

C 委員：基本的には単年度で完結する事業となっていますが、この意味はどういうことでしょうか。団体はずっと継続しているのに、どこで判断するのですか。

事務局：市の予算が単年度主義なものですから、今の時点で来年、再来年のことを約束できないという意味です。そのようなことがあって表現としては、2 ヶ年度ではなく 2 回までという回数にしています。千歳市も同様で、実際に継続している事業であっても、表面的な判断として単年度なのです。

C 委員：団体によっては、3 年計画で事業を実施しようというところもあります。それでも予算上そうになってしまうのですか。

事務局：1 年毎にけじめをつけてくださいと言わざるを得ないのです。

B 委員：「初動支援コース」1 団体 2 回までというのは、単年度中に 2 回ということですか。

事務局：単年度中に 1 回で、次年度にまた 1 回とカウントするという意味です。先ほどの例で言うと 3 年計画のうち 2 年分が該当になるということです。そういう言い方をすると継続事業を認める言い方になりますが、表現としては、原則単年度完結事業で毎年度申請審査とせざるを得ません。

D 委員：認めても良いでしょう。むしろ認めるべきだと思います。この補助金制度は、私たち委員の審査・評価が大変になっても構いませんので、例えば 300 万円の予算なら、それを使い切ることができるまでの運用をしたいと思っています。ですから、沢山の団体が活用すべきであるという考え方が公益活動団体の中に広まって、今回はダメだったけど、もう 1 回挑戦してみようという様になることができる制度にしたいです。あまり制約をつけたくありません。

事務局：同様の指摘を外部評価委員会からもされました。そのことが、最初の報告事項で説明した評価表に入っています。実施に際しては弾力的に対応してくださいという内容です。

会 長：それではこの原案でよろしいですか。

事務局：外部評価委員会の評価についてもう少し補足説明します。2 点の指摘がありました。1 つは、只今説明した申請の取り扱いを弾力的に対応してほしいということです。もう 1 つは、補助対象の範囲についてです。他の補助金を受けているものはダメというのではなく、幅広く色々な制度を活用して事業に着手する方が良いのではないかということです。この 2 点について、市民協働推進会議でさらに議論されることを期待しつつ、具体的実施と検討を進めるなかで改善を望みたいというものでした。

会 長：今までの常識では、二重補助は許されないはずですが。

D 委員：それは何故ですか。公平性を保つ事しか理由がないと思います。

A 委員：金額の問題にもよりませんか。たとえ少額でも受けているのであればダメというのであれば、やる方としてはとても大変なことだと思います。ある一定限度額以上受けているのであれば仕方ありませんが、5 万円、10 万円位で他の補助金は全部ダメとなると大変です。

D 委員：補助対象としないと言い切ってしまうのか、一応補助対象としておいて審査段階で、他から補助を受けていない団体と受けている団体が同じ評価点の場合には、受けていない団体を優先して採択するような考え方もあると思います。

事務局：市全体の統一的な補助金交付基準では、「国庫補助や道補助を伴う事業にあつては、市のルールを超える補助（いわゆる上乘せ補助等）は原則行わないこと。」と謳っています。それを受けてこのような表現にしました。

D委員：1/2 を超えるのは、上乘せ補助ですか。

事務局：ルール分というのは、例えば道から 1/3 補助される条件として市町村も 1/3 出しなさいという補助制度があります。それを超えるような市が 2/3 出すということです。このような場合はダメですという規定です。実態としては、国、道の補助金が公益活動団体に直接投入されることはあまりないことで、国、道の外郭団体から支出するという任意的な補助金の方が多いと思います。最近では、民間の補助制度も整備されはじめています。

D委員：国、道の補助金があるかどうかまで審査の対象にすることが普通ですか。市の同種の補助金というのは分かり易いですが、ルール化するときには、この様に表現するものですか。

B委員：国、道又は市の同種の補助金を受けていないことというのは、当り前の範疇ではないですか。

事務局：この件に関しては、実際に申請されてみないと分からないという部分が多分にあります。最初から厳しい規定にすることが良いのかどうかは事務局としてグレーゾーンです。

D委員：この様な補助金を既に受けたことのある団体の事務局は馴れていて能力があります。この公益活動事業補助金に関しても行動を起し易い団体だと思います。そうするとこの表現はこのままで良いかもしれません。

会 長：原案通りでよろしいですか。

各委員：了解しました。

会 長：それでは補助金制度については、交付要綱第 5 条の「補助対象経費」に関する表現の修正のみを事務局に求めます。

事務局：了解しました。

会 長：次に協働事業提案制度の質疑に入ります。

D委員：団体が新規事業を発案した際には、先ず提案書を作成する前に市の市民協働推進課へ相談に行くことになり、それを受けて担当課へ橋渡しをすることになると思います。そのところの対応がスムーズに行くか、また団体の持っているアイデアが、上手く協働事業として生きるような形に作り上げていけるかどうかはひとつのポイントだと思います。市のどこかの担当課以外に相談に乗って協働提案書まで団体を導く役割を担うコンサルタント兼コーディネーター機能が重要になると思います。

会 長：コーディネーターに関しては、事例があったはずですが。

事務局：参考配布した本に協働コーディネーターとして掲載されています。

会 長：調整システムということだと思いますが、D委員が言われたような事態があるとすれば考えなければいけません。

事務局：協働コーディネーターは、制度設計の段階で検討しましたが、結論としては取りあえず制度を運用させてみてからでも遅くはないということになりました。

会 長：D委員が心配するほど提案が沢山出てきて、市の職員がアップアップするような事態であれば別ですが。

D委員：団体の専門性などのほかに、行政に関する知識がある方が居れば事は運びやすいのですが、また市の担当者も連続して申請されると動きが取れなくなるみたいなことがありますか。

事務局：基本的には当課が窓口になって橋渡しをしますが、具体的な事業化に向けての調整は、団体と事業を扱う担当課が詳細を詰めていかないと上手くいかないと思います。確かに団体の中に行政の中味に詳しい方が居ればそれに越したことはないのでしょうか。それを補完する役割を当面は、当課が担っていかざるを得ないと考えています。

D委員：やる前から、物事を想定してそれに合った体制を整備しておくということは、少し無茶

な話ですか。

事務局：いまの市の業務体制の流れからすると難しいかもしれません。

D委員：了解しました。

会 長：他にありませんか。

D委員：提案募集説明会を開いて、できるだけ多くの公益活動団体の方に参加していただいて、制度を活用する考え方を代表者や事務局に持っていただくという啓蒙活動兼募集説明会を何回か開くようにすべきだと思います。もう1つは、提案を協働推進会議が審査して、実施に向けて検討する旨の答申をした後に、市の担当課と団体が協議に入って役割分担や責任などを決めることになっています。その役割分担などの協議の場に協働推進会議が関与しなくて良いのですか。例えば、協議結果について再度評価するようなことです。

事務局：両者の協議の場に協働推進会議の関与は含めていません。この会議の役割としては、事業申請時の審査と事業終了後の評価としています。設計した提案制度のフローでは、この会議がプレゼンテーション審査において、実際の役割分担などについてチェックをして協働事業として適か否かを判断していただいて市長に答申していただくことになっています。ですからプレゼンテーション審査の段階でチェックできるということのように設計しました。したがって、申請書様式の中に、両者の役割分担などを記載していただく予定です。

D委員：了解しました。

C委員：実施要綱第5条に申請時の提出書類が規定されていますが、団体の資産状況については単年度の収支決算書のみで把握することになっています。民間でいうところの貸借対照表で財産状況をチェックする必要はないのですか。

事務局：財務諸表と表現すれば、収支予算、資産も含むことになります。しかし、NPO法人のようにきちんと法人格の体を成している団体は提出可能ですが、一般の任意団体はそこまで作成していないと思います。

A委員：作成していないというよりは作成できないと思います。

事務局：それを敢えて要綱に表現してしまうと、先ほどのように提案できなくなってしまうという懸念があります。しかし、裏を返せばNPO法人など法人格を持った団体には、義務を課す必要があるのかもしれません。財務諸表等については、第8号のその他の参考資料として、運用で考えたいと思います。

A委員：それですと、ない団体は出せないし、ある団体は出せます。

C委員：団体によっては提出を求める必要があると思います。

会 長：この件については、事務局の提案のように運用のなかで弾力的に考えませんか。

各委員：賛成です。

D委員：要綱第5条第2項「提案することができる事業は、1の団体が1の年度内において1の事業とする。」で制約を規定した理由を教えてください。

何故、沢山申請することができないのですか。どうして入口を狭めようとするのですか。

事務局：前提として、補助金と同様に予算の単年度主義ということがあります。それと特定の団体に偏ることなく窓口を広げようという考え方です。

D委員：それは協働推進の基本姿勢に反していませんか。提案の数が多ければ多いほど良いのではないですか。

A委員：沢山提案を出せば良いという考え方もあるかもしれませんが、団体として大事にしている事業というのは、2つも3つも同時になんてないと思います。大半の団体は、1つの事業を何とかやってみようという取り組みではないのでしょうか。

D委員：事業の内容にもよると思います。通年事業だけではなく、例えば〇月〇日開催といったように単発の事業もあると思います。このような事業を沢山拾えるようにという意味です。団体の力量から沢山の事業を実施することが無理であれば、審査の段階で除外すれば良いことです。提案そのものに枠をはめてしまうのは如何なものかと思います。

会 長：2つの事業を市との協働事業として、1つに括って協定を締結すれば実施することだってできると思います。

D委員：括り易い事業であれば良いですけど、提案制度は補助金制度とは違い予算の枠をはめな  
いでやるものだと思います。ですから提案が沢山あった方が良いのではないですか。

会 長：D委員の提案は、要綱第5条第2項を削除ということですか。

D委員：はい。

会 長：皆さん如何でしょうか。1団体1事業に絞り込む必要はないということですが。

D委員：この件について、本日この場で結論をださなくても良いのであれば、次回再検討することにしてはどうでしょう。

会 長：会議の時間がなくなってきましたので、この件は保留扱いにします。  
その他に意見はありませんか。

各委員：ありません。

事務局：次回会議で再度確認する事項の確認をさせていただきます。1点目は、補助金制度要綱  
第5条第1項の「補助対象経費」の表現です。2点目は協働事業提案制度要綱第5条第2  
項の「提案することができる事業」の表現です。

各委員：了解しました。

会 長：今後のスケジュールについて事務局から報告がありますのでお願いします。

事務局：本日の協議事項であります協働事業制度の予算措置が、来年度の市長選挙後の政策予算  
になりそうです。そうなりますと選挙が7月ですから8月の臨時議会か9月の定例会で  
提案することになります。そのことから前回会議で報告しました年度当初からの事業ス  
タートができなくなりました。実際の事業募集は早くても10月頃になり、予定より5ヶ  
月程度遅れることになります。なお、この制度設計に係る議論は継続していただいて構  
いません。

D委員：今後の作業としては、審査項目などを整理するということですか。

事務局：審査基準や申請様式の検討作業があります。それらの案は事務局であらあら作成してい  
ます。

各委員：了解しました。

会 長：最後に、その他について事務局から説明をお願いします。

#### 4. その他

##### ◇公益活動団体意識調査結果について

《事務局から次期総合計画策定に向けて市が行った公益活動団体を対象にしたアンケート調査結  
果について報告》

会 長：既に市と協働しているが50%となっていますが、この中には町内会が多数入っているよ  
うです。

D委員：町内会の除雪排雪、ごみステーションや街路灯設置に関して市から助成金がでてい  
ることを捉えて協働しているに丸印をつけているのでしょうか。

事務局：行政に対する希望の回答では、「施設や設備の貸与」45.5%「助成金の支給」44.4%と

なっています。「実践活動の共同実施・後援」23.0%という意向もでています。

#### ◇次回の開催日程について

会 長：先程、事務局から今後のスケジュール変更の報告がありましたが、次回会議の開催はどうしますか。

B委員：協働事業制度の市民周知は、当初のスケジュール通り広報3/1号で行うのですか。

事務局：先ほど説明したように協働事業制度に係る予算の担保がとれていませんので、5ヶ月先延ばしになります。現時点で何月号という確定もできません。

D委員：次回の会議内容はどのようになりますか。

事務局：本日の協議事項で整理したものを事務局から提示して皆さんに答申としてまとめていただくことと、審査基準や申請様式の検討作業があります。詳細は事務局と会長で詰めさせていただいて、事前に皆さんにお知らせします。

会 長：少し時間的な余裕ができましたので新年度に入ってからでも構いませんね。4月開催で如何でしょう。

各委員：賛成です。

会 長：それでは次回開催は4月10日（金）でよろしいですか。

各委員：了解しました。

会 長：これで第2回協働推進会議を終了します。皆さん本日は大変お疲れ様でした。